平成22年12月8日 学科長会議 令和5年9月6日 学部長等会議

東京医療保健大学 学生の海外旅行に関する内規

- 1 学生の海外旅行とは、学生が短期留学、観光、知人・親族訪問など個人的な事情で海外に渡航することをいう。
- 2 学生が海外旅行を予定する場合には、概ね2週間前までに、各キャンパス事務部に「海外旅行届」(別紙様式)を提出することとする。
- 3 海外旅行先が外務省による退避勧告、渡航中止勧告が発出されている地域等 である場合等には、海外旅行を認めないことがある。
- 4 海外旅行をする学生は、渡航前に外務省の海外旅行登録システム「たびレジ」に登録し、渡航中を含めて最新の安全情報を得て行動することとする。
- 5 「海外旅行届」を提出した後、変更が生じた場合には速やかに変更の届出を 行うこととする。
- 6 海外旅行は授業日程に支障のない時期に行うことを原則とし、海外旅行に伴って授業出席等が困難となる場合には、予め、教員、各キャンパス事務部と相談することとする。

附 則 この内規は、平成22年12月8日から施行する。

附 則 この内規は、令和5年9月6日から施行する。

海外旅行届

東京医療保健大学学長殿

		学籍	番号				
		学部	学科				
			_				
		氏	名				
		電	話				
保証人氏名						(続柄)	
住	所						
電	話						
			•	•			

私は「学生の海外旅行に関する内規」の諸条項を守り、次のとおり海外旅行を行うことを 届出いたします。

なお、海外旅行届出期間中に事故その他トラブルが生じた場合には、保証人が責任をもって 対処いたします。

旅行目																
旅行																
旅行期			年		月	日	()	\sim		年	月		日 ()		
		氏	名							続柄						
	国内	住	所													
旅行中の		電	話													
連絡先		連約	各先													
	現地	住	所													
		電	話													
		E-m	ail													
手配旅行付 (社名・3	名雨	尔							電話							
保険加入の	有	(保	以除会社	名:)	•	無			
「旅レジ」	済	•	未	※外	務省	海外旅	行登	録	「旅レジ」	に必ず	げ登録	して	くだ	さい	`	

この「海外旅行届」で知り得た個人情報は、学生の動向把握、本学教職員から学生への連絡に限り使用します。

※ 別紙日程表を添付して下さい。旅程がわかるパンフレットのコピー等でも可。